

令和6年度第2回秋田市社会福祉審議会会議録

日 時：令和7年2月3日(月) 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所：秋田市役所正庁

出席者：委員41名

傍聴者1名

欠席者：稲見育大委員、石田貴洋委員、柴田和幸委員、中川聖子委員、
伊藤修委員

(以上、児童専門分科会：5名)

伊藤司委員、筒井貴久委員、矢野珠巨委員、三浦利哉委員、
毛内嘉威委員

(以上、障がい者専門分科会：5名)

稲庭千弥子委員、玉木克弥委員、熊谷肇委員

(以上、高齢者専門分科会：3名)

黒崎義雄委員、藤田尚委員、近藤直委員

(以上、地域福祉専門分科会：3名)

主な説明や意見

【第5次秋田市地域福祉計画について】

- | | |
|------------|--|
| (羽瀧委員長) | 地域福祉専門分科会の前原分科会長から、分科会報告をお願いいたします。 |
| (前原分科会長) | (分科会報告) |
| (羽瀧委員長) | 事務局から、詳細の説明をお願いいたします。 |
| (地域福祉推進室長) | (会議資料【別紙1】により説明) |
| (羽瀧委員長) | 委員の皆さまから、ご質問やご意見はございませんか。 |
| (水澤委員) | 重層的支援体制やアウトリーチについて、具体的なイメージや例示があればお知らせいただきたい。
また、福祉避難所について、検討の進み具合や、どの程度まで具体的な検討がなされているのか確認したい。 |

(地域福祉推進室長)

まず、アウトリーチについては、現在、令和5年豪雨災害において被災された方々に対して、秋田市社会福祉協議会に支え合いセンターを設置し、被災者一人ひとりの個別訪問を実施し、その際に色々な悩みや支援内容などの聴き取りを行っております。

また、聴き取りの内容について、市役所内に各部局横断的な職員を集めた復興支援チームを設置し、さらに、協力いただけるNPO団体、弁護士会の方などにも参画していただき、その中で話し合いを重ねながら、行政でできること、民間、NPO団体やボランティア団体でできることをお互いに情報共有し、被災者支援に努めております。

なお、現在は被災された方だけに実施しておりますが、これが平常時にも同様の形で支援できればということで、重層的支援体制整備事業に移行できればという形で進めております。

2点目の福祉避難所については、豪雨災害検証委員会でも話題になりました。福祉避難所となる各介護施設や障がい者施設と秋田市とで協定を結んでおりますが、場所をお借りするという協定であり、福祉避難所でお世話する人の確保が難しい点について今回の災害で課題となったことから、現在、秋田県では、平常時からそのようなお世話する人たちの育成、派遣などを進めていくため、介護職員などによるDWA Tというチームを組織し、各施設や避難所での活動を災害時に行うこととしております。これを平常時においても進め、お世話する人たちの派遣も含め、秋田県とも協力しながら、福祉避難所がスムーズに開設できるよう、これから進めていこうとしている段階でございます。

(羽瀨委員長)

災害時のDWA Tの話が出ており、人がなかなか集まらないということだったと思います。我々医療関係者としても、コロナの時に宿泊施設でご協力いただける人や看護師などは、応募してもなかなか来られないという状況があったと思います。災害でも、秋田県はどんどん人が少なくなって、非常に人員不足になっており、そこで資格を厳密にしてしまうと、さらにきつくなってしまいます。結局は資格のある人、医師や看護師でないと駄目とか言い出すのは、理

想的なチームを作るのはそうですが、緊急事態の時に理想を求めると結局身動きが取れなくなって、何も進まないというのはよくある話です。ぜひ法改正でも何でも、緊急時には制限を緊急的に和らげるといった仕組み作りについてご検討いただければと思います。

(綿貫委員)

再犯防止推進の関係で、計画119ページ、秋田市における少年を除く検挙人数の中で、窃盗犯が190人と最も多く全体の6割を占めている、また、年齢は65歳以上が97人と最も多く、全体の3分の1となっているという記載がありました。介護支援専門員の対象となる1号被保険者が65歳以上ということになりますが、この65歳以上の方がこれだけ多いという背景に、例えば認知症であるとか、あるいは生活の課題など、何か我々が支援する上でのヒントになるような情報があれば教えていただきたい。

(地域福祉推進室長)

刑務所や法務省のデータなどを元にしており、深い内容については、提供元とお互いに協力しながら、今どういう実態であるのかということ进行调查研究して、どのような支援策を行っていけばいいのかということに関係機関と詰めている段階のため、今後、各種関係機関との話し合いの中で情報提供をしてまいりたいと考えております。

(藤原委員)

弁護士の立場から、高齢者の窃盗が多いという実情について補足します。窃盗というのは、皆さまには万引きと窃盗の区別がないかもしれませんが、私はスーパーでの万引きがとて多く、家計の管理が上手にできていない、またはできているが、抽象的な不安が大きいために、節約として万引きをしている方が一定数いると実感しております。

実際、私が弁護する中で、お金は持っているが、不安だということで万引きをしている方もおります。また、認知症のためや、判断能力の低下のためにお金の管理ができていない方もおりますが、結局は一人暮らしの高齢者、もしくは高齢者同士のご家庭が多く、再犯防止のための具体的な施策、例えば日常生活自立支援事業を受けるほどでもないが、もう万引きをやらないと言って泣いてその場を過ごす

けれども、やはり喉元を過ぎてまたやるというようなことが多いのが実態かと思っています。

私は、他の会議でも言っておりますが、万引きが一定数多い量販店があり、そこに相談員を置くべきだと個人的には思っております。また、具体的な策については、高齢者が多い秋田県独自の策を打ち出していきたいと思っております。

(地域福祉推進室長)

ただ今のご意見を参考にしながら、各種会合の中で分析を行い、情報を得て、皆さまや関係団体と協議しながら今後も進めてまいりたいと思います。

(羽瀨委員長)

高齢者の万引きは全国的な傾向なのでしょうか。または秋田県や秋田市に特化した状況なのでしょうか。

(藤原委員)

具体的なデータに基づいておりませんが、私の知識の中でお伝えします。高齢者の受刑者が増えているということはよく言われているところであり、居場所がない方が出所してもすぐまた盗んだり無銭飲食するなどして、刑務所に戻ることを希望するといった負のスパイラルがあります。

それに関しては、本来であれば孤立化を防ぐための政策が必要なところではありますが、やはり出所後、窃盗常習犯は罪が重くなり、受け入れる側がそういった背景をあまり見ることなく、こういった人は受け入れられないということで、高齢者施設や普通のアパートなどに入ることもなかなか難しいという背景もあって、また刑務所に戻りたいという方がおり、一定数の方が再犯を重ねて刑務所に戻っているという実態があると思っております。

(渡邊委員)

昨年、大津市で保護司の人が亡くなるという、誠に痛ましい事件がありました。この対象者は自宅で面談をし、殺害されたということで、私達保護司も色々な場所で面談する手配をしているところでございます。

お願いしたいことは、秋田市内に7か所の市民サービスセンターがあり、面談を始めているところと、まだやってないところもありますが、市民サービスセンターに加え、

各コミュニティセンターにも何とか行政の方で面談の場を提供いただきたいということでございます。

また、身近な所に町内会館がございます。保護司は地域で活動しますので、地域の人と面談をするということは、町内会館などが一番妥当なのではと思います。町内会には、各地区の町内会連合会を通じて面談場所を提供いただきたいということをお願いし、再犯を無くすことが一番の課題だと思っております。

(地域福祉推進室長)

面談場所については、計画129ページの表④、新規事業として、保護司の面接場所の確保という形で今の意見を踏まえながら計画に反映しております。また、さらに踏み込んだ面談場所のお話もありましたので、まずは計画に記載の場所を確保するという形で進めながら、今後の話し合いの中で、面談場所の確保についてもしっかりと行っていきたいと考えております。

(萩原委員)

計画106ページ、包括的支援体制の整備について、事業の目的として、制度の狭間や複雑化・複合的なケースのカッコ中に「8050世帯や介護と育児のダブルケアなど」と記載されておりますが、ここにヤングケアラーの問題は含まれているのかについてお伺いします。

高齢者専門分科会でも話題が挙がっており、議論の中では、これは高齢者専門分科会だけの話ではなく、分野横断的に考えなければいけない問題ではないかというような意見が委員の皆さまから出ておりましたので、もしヤングケアラーも含まれているのであれば、文言も入れていただくのも一つ意味があるのかなというところで、確認と提案をさせていただきます。

(地域福祉推進室長)

この問題も含めていると事務局では認識しており、今のご提案がありましたので、ヤングケアラーという文言を新たに追記する形で修正したいと考えております。

(小林委員)

成年後見制度の利用の促進に関して、現状の成年後見制度は使い勝手が悪く、月2万円以上必ず払わなければいけ

ないとか、一度使いはじめたら一生使っていかなければいけないとか、色々な問題があり、なかなか利用数が増えない状況です。

計画131ページにもあるとおり、秋田市では令和4年1月から秋田市権利擁護センターを設置し、利用者数や相談件数も増えてきているようであり、大変すばらしいと思います。その一方で、先ほど申し上げましたように、現在使い勝手が悪いため、権利擁護、成年後見等を法務省の民法部会で改正の取組が令和6年から本格化しておりまして、令和8年から9年には大体改正の概要がまとまり、その後、令和10年、11年から実施に当たるようです。どのような改正になるのかまだ分からない状況ですが、今回の第5次秋田市地域福祉計画は令和10年度までの計画期間であり、その間に新しい成年後見や権利擁護法制が導入される可能性があることから、秋田市でもなるべく円滑な導入と実施をお願いしたいと思います。

(長寿福祉課長)

ご意見ありがとうございます。お話のとおり、国でも制度の見直し等に向けての話し合いが行われている状況でございます。制度が変わることも含めたご提言だったと思いますが、地域福祉計画は、国の計画を踏まえ、まず、秋田市ではどうするかといった計画でございますが、成年後見はそもそも法律的な制度である点も踏まえ、制度が変わると、当然、市の内容も若干見直しが必要になってくると思います。成年後見制度の現状に合わせて計画を実施してまいりたいと考えております。

(藤原委員)

制度の変更について提案がありましたので、補足とお願いをしたいと思います。成年後見制度の見直しは、後見、保佐、補助の3類型が無くなる方向で検討されていると伺っており、そうなると、一時的に利用できる制度になりますが、今度その方々が困った時に一時的に使える制度になるかということ、周りの労力がとてもかかります。そのような制度になった場合に、福祉関係者など、かなりの手が必要と考えられます。

意思決定支援につきましては、秋田市で研修も実施され

ておりますが、考え方が広まっていないところもあり、まずはこの考え方を広く関係者、さらには市民一般の方々に理解してもらう下地を作っておかないと、新しい制度についてはパターンリスティックな考え方が広まっており、すぐには運用がしにくい状況かと思えます。制度が変わってからではなく、意思決定支援の考え方を広めていくことで、制度が変わった時にスムーズに対応できるようにしていただきたいと思えます。

(羽渕委員長) 他にご質問やご意見がないようですので、今後の修正等を含め、細かい文章表現については、委員長、地域福祉専門分科会長および事務局に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(羽渕委員長) それでは、これまでの討議をもって、地域福祉専門分科会で作成された第5次秋田市地域福祉計画を、社会福祉審議会の答申とすることと決定してよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(羽渕委員長) ご異議ないようですので、地域福祉専門分科会で作成された第5次秋田市地域福祉計画を、社会福祉審議会の答申とすることと決定します。

以上